

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）
FAQ
（第四版）

令和 2 年 9 月 8 日
東京都福祉保健局高齢社会対策部

改定履歴

発行時期	改定内容
令和2年7月27日	初版発行
令和2年7月30日	<p>【新規】 3QA9-2、3QA14、4②QA2-2、5QA15、5QA16、6QA2-2、6QA4-2追加</p> <p>【更新】 4②A2、6A1</p>
令和2年8月17日	<p>【新規】 1QA6、1QA7、1QA8、3QA15、3QA32、3QA33、3QA36、3QA38、3QA40、3QA43、4①QA13、6QA2、6QA4-2</p> <p>【更新】 2A4、3A9-2、3A12、3A34</p>
令和2年9月8日	<p>【新規】 3QA13-2、4①QA12</p> <p>【更新】 1A7、2A12、3A12、3A13、5A8</p>

このFAQは、令和2年9月8日時点のものです。今後、厚生労働省との協議等により、取扱いが変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

目次

1 全般（対象事業・サービス等）

- Q 1 事業所・施設等は、助成の申請時点で指定等を受けている必要があるか。…P 7
また、指定等を受けている必要がある場合、「設置届の書類提出はあるものの不備等で補完が完了していない施設」及び「設置届の提出を行っていない施設」について、実態として運営している場合は支給の対象としてよいか。
- Q 2 今後、新規開設する事業所の取扱いはどうなるか。…P 7
- Q 3 休止、廃止した事業所も対象となるか。…P 7
- Q 4 本補助事業の対象となる事業所・施設には、医療みなしの事業所も含まれるか。…P 7
- Q 5 医療みなし指定の事業所である場合、令和2年4月1日以降に介護報酬の請求が無いなど、介護サービスの提供実績がない場合は、支援対象外となるか。…P 7
- Q 6 訪問看護のサテライト事業所は、1事業所とカウントしてよいか。…P 8
- Q 7 地域包括支援センターは対象になるか。…P 8
- Q 8 介護予防・日常生活支援総合事業は対象になるか。…P 8
- Q 9 基準該当サービス、離島相当サービスも対象となるか。…P 8

2 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

<対象事業所について>

- Q 1 利用者又は職員に感染者が発生していない事業所・施設も対象となるか。…P 9
- Q 2 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）について、事業者指定サービスのみが対象となり、指定外サービス（委託・補助等によるもの）は対象外となるか。…P 9

<対象期間について>

- Q 3 対象期間はいつからいつまでか。…P 9

<対象経費について>

- Q 4 かかり増しの経費とは具体的にどのような経費か。…P 9
- Q 5 対象経費の例として記載されている「多機能型簡易居室の設置」とはどのような形態を想定しているか。…P 9
- Q 6 対象経費の例として記載されている「感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」とは具体的にどのような経費か。…P 9
- Q 7 対象経費の例として記載されている「タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く）」について、Wi-Fi環境を整備した場合は、回線引込工事費等の初期費用は対象となるが、月々のプロバイダ使用料等の費用は対象外となるか。…P 9
- Q 8 対象経費のリース費用は、令和3年3月末までの月割費用が対象となるか。それとも、全リース期間の費用が対象となるか。…P 9
- Q 9 要請を受けて休業又は自主休業していた期間中に発生（支出）したかかり増し経費は対象となるか。…P 10

<補助上限額について>

- Q 10 助成対象事業所別の単価について、入所施設・居住系施設は定員一人あたりとなっている。届出上の「定員」と現に運営する「定員」が異なる場合、「定員」は給付申請時の定員と解してよいか。…P 10

<併設施設について>

- Q 11 介護老人福祉施設に併設して短期入所生活介護事業を実施している場合、両方の交付を受けられることができるか。…P 10
- Q 12 介護老人保健施設が空床利用で短期入所療養介護を実施している場合、介護老人保健施設分と短期入所療養介護分の両方の交付を受けられることができるか。…P 10

<みなし指定事業所について>

- Q13 1つの診療所において、訪問看護・訪問リハ・通所リハを実施していた場合、サービス種別ごとに補助上限額まで申請することは可能か。 …P 10

<他関連補助事業との関係について>

- Q14 一次補正予算の「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」との違いはあるか。 …P 10
- Q15 同一の事業所が、本事業と一次補正予算の「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」両方の補助を受けることは可能か。 …P 10

3 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

<対象事業所について>

- Q 1 介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に区市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業者は対象とあるが、この場合、指定外サービス（委託、補助による実施）も対象となるのか。 …P 11

<対象期間について>

- Q 2 対象期間はいつからいつまでか。 …P 11

<対象者要件① 「利用者と接する職員」について>

- Q 3 「利用者と接する」とは、どのような状況を指すのか。 …P 11
- Q 4 「利用者と接する職員」とは、具体的にはどの範囲までが対象となるか（事務職員、清掃員、調理師等も対象となるか）。
また、対象者の確認はどのような資料に基づき行えばよいか。 …P 11
- Q 5 「利用者と接する職員」とは、事務員等で臨時的に利用者へ接する業務を行った場合、その臨時的対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象と考えてよいか。 …P 11

<対象者要件② 「通算して10日以上勤務」について>

- Q 6 1日当たりの勤務時間の長短は勘案する必要があるか。 …P 11
- Q 7 有給休暇等を取得していた期間を算入することはできるか。 …P 11
- Q 8 夜勤など日付をまたぐ勤務（23:00～翌8:00）は2日とカウントしてよいか。 …P 11
- Q 9 1事業所の勤務だけでは日数要件を満たさない場合、他事業所に勤務した日数を合算できるか。 …P 11
- Q9-2 介護サービス事業所・施設等において勤務した日が通算して10日以上とありますが、例えば、介護施設に5日、障害者施設に5日勤務した場合は、支給の対象となりますか。 …P 11

<対象者要件③ 「利用者と接触を伴いかつ継続して提供することが必要な業務」について>

- Q10 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」とは、どのような業務内容を指すか。 …P 11
- Q11 清掃等の受託契約で従事する者、食事介助や洗濯等のボランティアなども対象になるか。 …P 12

<対象者要件④ 具体的なケースにおける取扱いについて>

- Q12 薬局薬剤師は、医療分についての慰労金の対象ではないが、保険薬局がみなし指定を用いて介護保険法による医療系サービスの事業者として居宅療養管理指導を実施している場合、当該事業所において利用者へ接した薬剤師だけでなく、その他の職員も慰労金の対象となるか。 …P 12
- Q13 訪問系サービス事業所の場合、事務員等は対象者に含まれるか。 …P 12
- Q13-2 上記Q13の取扱いについて、地域包括支援センターにおいても同様に、事務員等は対象者に含まれるか。 …P 12

- Q14 シルバーピア（高齢者集合住宅）の生活協力員は、慰労金の支給対象になるか。 …P 12
- Q15 介護サービス外のお泊りデイで勤務する職員は、慰労金の支給対象になるか。 …P 12

<支援額1人20万円の要件① 「利用者へ新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者へ対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者へ接する職員」>

- Q16 「新型コロナウイルス感染症患者」の定義はあるか。 …P 12
- Q17 「濃厚接触者」の定義はあるか。 …P 12
- Q18 「濃厚接触者である利用者へ対応した」とあるが、具体的にどのような状況を指すのか。 …P 13
- Q19 （訪問系）「患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供」、（それ以外のサービス・施設）「患者又は濃厚接触者が発生」とは、令和2年6月30日までの状況で申請するということか。 …P 13

<支援額 1人20万円の要件② 「感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供」 (訪問系) >

Q20 「感染症患者」及び「濃厚接触者」の終期はいつになるか。 …P 13

<支援額 1人20万円の要件③ 「感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当事業所・施設で勤務」 (その他サービス・施設) >

Q21 「新型コロナウイルス感染症患者については症状が出た日」とあるが、「症状」とは具体的にどのような状態を指すか。 …P 13

Q22 「新型コロナウイルス感染症患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」とあるが、その日の特定は何をもって行うのか。 …P 13

<支援額 具体的なケースにおける取扱い>

Q23 通所系サービスで利用者の家族が新型コロナウイルスに感染し、利用者が濃厚接触者であった場合、当該事業所の職員は1人20万円となるか。 …P 13

Q24 入所者が入院後に新型コロナウイルス感染症のPCR検査結果で陽性反応が出た場合、当該事業所・施設の職員は1人20万円となるか。 …P 13

Q25 感染症患者又は濃厚接触者が発生した事業所・施設においては、感染者発生時点の前に退職していた職員を含めて20万円の支給対象となるか。 …P 13

Q26 利用者に新型コロナウイルス感染症患者が発生・全て完治後に、当該事業所・施設で新規採用となった職員は1人20万円となるか。 …P 13

例)

4月20日 利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者発生

5月20日 当該事業所の利用者はすべて完治(退院)

6月1日 職員を採用(6月30日までに10日以上勤務し、利用者と接触する業務を実施)

Q27 特別養護老人ホーム内で感染者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスのすべてについて感染者が発生した事業所として区分できるか。 …P 13

Q28 「新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日」とあるが、患者又は濃厚接触者とは利用者に限るのか。事業所・施設等の職員が感染し、利用者に誰も患者・濃厚接触者がいない場合は、20万円の対象となるか。 …P 13

<申請・支給の手続き>

Q29 都及び他道府県の複数事業所に勤務している職員はどの事業所から慰労金の申請を行えばよいか。 …P 13

Q30 慰労金は給与と併せて振り込んでよいか。 …P 14

Q31 職員等に慰労金を振り込む際の振込手数料は事業所負担になるか。 …P 14

Q32 介護施設に派遣職員として勤務しているが、慰労金の申請はどのように行えばよいか。 …P 14

Q33 介護施設に派遣職員として勤務しているが、派遣先の介護サービス事業所・施設等から申請を断られた。どうすればよいか。 …P 14

Q34 業務受託者等の従事者への慰労金支給事務は、委託している事業所・施設等を通じて行うのか。 …P 14

Q35 振込手数料について、派遣先介護事業所→派遣元会社→派遣社員というスキームで想定している場合、補助可能な範囲はどこまでか。 …P 14

Q36 1人当たり5万円又は20万円となっているが、ケアの件数や時間数、介護の内容などを考慮して、事業所内で個人への支給額を決めてよいか。 …P 14

Q37 慰労金を職員等に支給した際に必要な事務はあるか。 …P 14

Q38 代理受領委任状の様式を変更することは可能か(生年月日やふりがな追加等)。 …P 14

<退職者等の手続き>

Q39 退職した者は、退職した勤務先による申請と都道府県への直接申請のいずれかとされているが、勤務先からの申請であれば勤務先が所在する都道府県への申請、個人からの申請であれば住所を有する都道府県への申請となるか。 …P 14

Q40 退職又は事業所の廃止等により、個人申請を行う場合も、勤務証明欄の記載・押印は必要か。 …P 15

Q41 勤務期間の証明と記載があるが、具体的なものは何を想定しているか。勤務証明を事業所・施設等に出してもらおうのか。それとも給与明細での確認になるのか。 …P 15

Q42 退職者について、連絡先を把握できない場合どうすればよいか。 …P 15

Q43 退職者で既に逝去している職員について、遺族等による代理受領委任状の提出及び遺族等への支援金の支給は可能か。 …P 15

4 介護サービス再開に向けた支援事業

① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

<対象期間について>

Q 1 対象期間はいつからいつまでか。 …P 16

<対象者要件について>

Q 2 サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅介護事業所等が対象となるが、この場合の補助金の積算に含まれる「利用者」の範囲は、サービスの利用を休止している利用者のみか。 …P 16

Q 3 サービス利用休止中の利用者についての事実関係の確認はどのような方法で行えばよいか。 …P 16

Q 4 「サービス利用休止中の利用者」について、利用者やその家族が自らサービス提供を拒否し、自主的にサービスを休まれている場合についても、介護支援専門員等と調整した上でサービス利用を休止しているような場合と同様に対象となるか。 …P 16

Q 5 「サービス利用休止中の利用者」について、自主的に休まれている際に、老健に入所してしまった方や医療機関に入院されてしまった方などは対象となるか。 …P 16

Q 6 「サービス利用休止中の利用者とは、(中略)過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを利用していない利用者」について、次の例の場合、対象となるか。 …P 16

例1) 4/15～利用休止→5/16健康状態等の確認
→5/20から利用再開(健康状態の確認時点で休止1ヶ月超)

例2) 4/15～利用休止→5/10健康状態等の確認
→5/20から利用再開(健康状態の確認時点で休止1ヶ月未満だが、利用再開まで1ヶ月超)

Q 7 「サービス利用休止中の利用者とは、(中略)過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを利用していない利用者」について、4月1日以降から1ヶ月が対象か。または、4月1日時点で1ヶ月利用休止していた場合も含むのか。 …P 16

Q 8 「健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認」について、通所リハと訪問リハを併用している利用者が、サービスを休止している場合、通所リハのスタッフ(訪問リハも同じスタッフ)が、利用者宅に訪問した場合、2回として算定(3,000円×2=6,000円)してよいか。 …P 16

Q 9 1利用者につき、「電話による確認」と「訪問による確認」の併給は可能か。 …P 16

Q 10 「介護支援専門員と連携した上で」及び「サービス事業所との連携を行った」の注釈※3「『連携を行った』とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと」とあるが、記録の有無は要件ではないか。 …P 16

Q 11 「利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等を行った場合」の注釈※4「調整等を行った」とは、具体的にどのようなことを指すのか。 …P 17

<申請について>

Q 12 電話や訪問による確認を行った場合に補助の対象となるが、メールでの確認を行った場合も補助の対象となるのか。 …P 17

Q 13 サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で行った場合とされているが、居宅介護支援事業所も同様に利用者別に別のサービスのため電話連絡している場合、支援金額は両方の事業所から申請することは可能か。 …P 17

Q 14 未確定なことも多い状況の中、今後支援が見込まれる利用者数の見込みを立てることは困難である場合、どのように申請を行うべきか。 …P 17

② 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

<対象期間について>

Q 1 対象期間はいつからいつまでか。 …P 18

<対象経費について>

Q 2 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業との違いはあるか。 …P 18

Q 2-2 対象経費は具体的にどのような経費か。 …P 18

Q 3 物品等の購入経費を介護サービス提供支援事業と環境整備の助成事業の両方で申請することは可能か。 …P 18

例) 訪問看護事業所がタブレット等のICT機器を1,000千円で購入する場合
介護サービス提供支援事業で518千円(支給上限)
環境整備の助成事業で200千円(支給上限)
合計718千円の助成を受けられるという解釈でよいか。

Q 4 対象経費の例に「c 換気設備」があるが、換気ができるエアコン等も対象と考えてよいか。 …P 18

Q 5 実支出額が補助上限額の20万円に達しなかった場合、助成額は実支出額となるか。 …P 18

5 交付申請様式

<様式全般>

- Q 1 申請様式において、法人代表印等の押印が必要な様式はあるか。 …P 19
- Q 2 様式第1号、様式2、様式3以外で記入すべき項目はあるか。 …P 19

<様式2（個票）>

- Q 3 介護保険事業所番号及びサービス種別コードを持っていない場合、空欄のままでよいか。 …P 19
- Q 4 事業所単位で作成する必要があるか。 …P 19
- Q 5 定員とは何を入力するか。 …P 19
- Q 6 振込手数料を記載する欄があるがこれは何か。 …P 19
- Q 7 職員数は慰労金の対象となる職員数を記載するのか。 …P 19
- Q 8 「2 介護サービス提供支援事業」及び「4 環境整備への助成事業」の項目にある「既申請分」とは何を記載する欄か。 …P 19
- Q 9 「所要額（円）」は円単位で記載するのか。 …P 19
- Q 10 「用途・品目・数量等」はどの程度書き込めばよいか。 …P 19
- Q 11 「科目」の仕分けにルールはあるか。 …P 19

<様式3>

- Q 12 事業所単位で作成するのか。 …P 20
- Q 13 複数事業所に勤務している場合、「主たる勤務先」とは何をもって判断すればよいか。 …P 20

<その他>

- Q 14 特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所のうち、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけでなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外の部分を担当している職員も含めて、国保連の対象事業所と考えればよいか（特定施設入居者生活介護の指定を受けていれば、事業所単位で考えて、それぞれの職員の担当分で考えるわけではないという理解で問題ないか）。 …P 20
- Q 15 様式2（個票）の「都道府県名」や、様式3（職員表）の「施設区分」等にあるプルダウンが出ない、入力できない。 …P 20

6 補助金交付に係る手続き

- Q 1 交付申請の提出先を教えてください。 …P 21
- Q 2 法人本部で電子請求システムのIDを持っておらず、事業所ごとに電子請求システムのIDを持ち、それぞれ介護報酬の請求を行っている。この場合、今回の申請は事業所ごとに申請することになるか。 …P 21
- Q 3 電子請求受付システムのログインIDについて、それぞれの拠点で介護保険の代理人申請を行っているが、申請する際は代表する1つの代理人のIDで電子申請をしてもさしつかえないか？ …P 21
- Q 4 同一法人が運営する複数の施設がある場合、施設ごとに申請しなければならないか。 …P 21
- Q4-2 法人本部で取りまとめるとあるが、障害分・医療分もまとめて一緒に申請するのか。 …P 21
- Q4-3 事業所が都道府県をまたいで所在する場合、他道府県の事業所分も法人が取りまとめて一括で都に申請してよいか。 …P 21
- Q 5 交付申請の今後スケジュールを教えてください。 …P 22
- Q 6 今回実支出額が補助上限額に達しなかった場合、今後第二波、第三波の局面を迎えた際、更なる対象物品の購入が必要となったとき、追加申請は可能か。 …P 22
- Q6-2 まず、慰労金の交付申請を行った後に、介護サービス提供支援事業の交付申請を行いたいが、申請を分けてよいか。 …P 22
- Q 7 事業所・施設等で保管しておく必要がある書類等はあるか。 …P 22
- Q 8 補助対象経費の支払時期に期限はあるか。 …P 22
- Q 9 現地調査は行われるか。 …P 22
- Q 10 事業年度終了後、導入した備品や装置等を処分したり、更新したりする場合に必要な手続きはあるか。 …P 22
- Q 11 令和3年度も引き続き事業実施されるか。 …P 22

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）FAQ

1 全般（対象事業・サービス等）	
質問	回答
Q1 事業所・施設等は、助成の申請時点で指定等を受けている必要があるか。 また、指定等を受けている必要がある場合、「設置届の書類提出はあるものの不備等で補完が完了していない施設」及び「設置届の提出を行っていない施設」について、実態として運営している場合は支給の対象としてよいか。	A1 指定等を受けている事業所・施設が対象となります。未届の場合は、速やかに届出を行ってください。
Q2 今後、新規開設する事業所の取扱いはどうなるか。	A2 新規事業所の取扱いについては、以下のとおりです。 <慰労金> 事業所の新規・廃止に関わらず、対象期間に勤務実績がある介護従事者は補助対象となります。例えば、7月以降の新規事業所であっても、前勤務先において要件を満たす介護従事者については、当該新規事業所が申請することはあり得ると想定しています。 <その他の支援金> 新規事業所であっても、事業開始前に新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた準備を行うことが想定されるため補助対象となります。
Q3 休止、廃止した事業所も対象となるか。	A3 休廃止事業所の取扱いについては、以下の整理となります。 <慰労金> 事業所の新規・廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績がある介護従事者は補助対象となります。 <その他の支援金> 交付決定時点で廃止している事業所は補助の対象外となります。現に休止しているが、令和2年1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
Q4 本補助事業の対象となる事業所・施設には、医療みなしの事業所も含まれるか。	A4 医療保険及び介護保険の指定（みなし指定を含む）を受けている事業所は、下記のとおり申請してください。 <慰労金> 医療系サービス又は介護サービス事業のどちらか一方を選択し、申請していただきます。 なお、 慰労金については、受領委任に当たって、職員は他機関との重複申請を行わないことを誓約する必要があります。 そのため、同一の職員が両交付金に申請することはできません。 <その他の支援金> 医療系サービス、介護サービス事業それぞれの業務で発生した必要経費を医療分、介護分それぞれに分けて申請してください。 なお、 同一の対象経費を重複して両交付金に申請することはできません。
Q5 医療みなし指定の事業所である場合、令和2年4月1日以降に介護報酬の請求が無いなど、介護サービスの提供実績がない場合は、支援対象外となるか。	A5 介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱いとなりますので、令和2年1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。

1 全般（対象事業・サービス等）		
Q6	訪問看護のサテライト事業所は、1事業所とカウントしてよいか。	<p>本事業の対象となる事業所・施設等は、交付申請時点で指定等を受けている者と規定されています（実施要綱別添※1参照）。</p> <p>また、基準単価についても、指定を受け事業所番号を持っている事業所単位で定められているため、事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）は1事業所としてカウントすることはできません。</p> <p>A6 <参考：「訪問看護事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の設置について」（平成28年3月25日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）></p> <p>指定訪問看護事業者の指定は、原則として事業所ごとに行うものとしていますが、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所（いわゆる「サテライト」）について、一定の要件を満たすものは、一体のものとして当該事業所に含めて指定することができる取扱いとなっています。</p>
Q7	地域包括支援センターは対象になるか。	<p>地域包括支援センターについては、下記のとおり申請してください（実施要綱別添単価表※1参照）。</p> <p><慰労金></p> <p>地域包括支援センター（サブセンター及びブランチを含む。）において、介護保険法第115条の46に基づく包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護業務等）に従事している職員は対象となります。</p> <p>ただし、令和2年1月24日から令和2年6月30日までに10日間勤務していること、利用者と接する業務を行っていたこと等の要件を満たす必要があります。</p> <p>なお、都事業である「高齢者見守り相談窓口（旧シルバー交番）」※のみに従事している職員は対象外となります（本事業は国事業であり、都独自の事業にのみ従事している者は対象外となるため）。</p> <p>※都の補助事業名称であるため、地域での事業・拠点名称は、実施区市町村によって設定されていますので、ご注意ください。</p> <p><その他の支援金></p> <p>地域包括支援センターは対象となります。申請する事業所・施設等の種別は、「居宅介護支援事業所」になりますので、居宅介護支援事業所における基準単価を用いて下さい。</p> <p><u>また、サービス種類コードは介護予防支援の「46」又は介護予防ケアマネジメントの「AF」を選択してください。</u></p> <p>なおまた、サブセンター及びブランチで生じる経費も対象となりますが、申請は本所分としての申請になるため、それぞれ1か所として申請することはできません（申請は本所からお願いします。）。</p>
Q8	介護予防・日常生活支援総合事業は対象になるか。	<p>介護予防・日常生活支援総合事業については、下記のとおり申請してください。</p> <p><慰労金></p> <p>介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、<u>当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となります。この場合、指定外サービス（委託、補助による実施）も対象者となります。</u>ただし、ボランティアは対象外です。</p> <p><その他の支援金></p> <p>介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業であって、<u>指定サービスのみ対象</u>となります。</p> <p>指定サービス・介護予防ケアマネジメントを実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとしますが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱います。</p> <p>ただし、「訪問型・通所型サービスB」や「一般介護予防事業」等を住民主体の自主活動やボランティアとして実施する場合は、対象外となります。</p> <p>（関連QA：2 介護サービス提供支援QA2、3 職員に対する慰労金支給QA1）</p>
Q9	基準該当サービス、離島相当サービスも対象となるか	<p>A9 基準該当サービス、離島相当サービスは介護保険サービスであるため対象となります。</p>

2 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業			
質問		回答	
＜対象事業所について＞			
Q1	利用者又は職員に感染者が発生していない事業所・施設も対象となるか。	A1	本事業の対象事業所は、利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問いません。
Q2	各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）について、事業者指定サービスのみが対象となり、指定外サービス（委託・補助等によるもの）は対象外となるか。	A2	お見込みのとおり、指定サービスのみが対象となります。
＜対象期間について＞			
Q3	対象期間はいつからいつまでか。	A3	対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。令和2年4月1日以降に購入（発注）したものであり、今後購入を見込むものについても令和3年3月31日までに支出される経費は対象となります。
＜対象経費について＞			
Q4	かかり増しの経費とは具体的にどのような経費か。	A4	<p>新型コロナウイルス感染症への準備・対応が無ければ発生しなかった費用が対象となります。新型コロナウイルス感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な費用であれば、対象として差し支えありません。</p> <p>（対象経費の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生用品等の感染症対策に要する物品（空気清浄機や体温測定器を含む。）購入 ・外部専門家等による研修実施 ・感染発生時対応、衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置 ・感染防止を徹底するための面会室の改修費 ・消毒費用・清掃費用 ・感染防止のための増員等に伴う追加的人件費、応援職員に係る職業紹介手数料 ・自転車・自動車の購入又はリース費用 ・ICT機器（パソコン、タブレット等）の購入又はリース費用（通信費用を除く） ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料※・物品の使用料 ※敷金は原則返金されるため、本補助の対象外。 ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 ・訪問介護員による同行指導への謝金（通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合） ・医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費 など
Q5	対象経費の例として記載されている「多機能型簡易居室の設置」とはどのような形態を想定しているか。	A5	事務所等のリースや半恒久的なプレハブ等の工事整備等によって設置するものを想定しています。なお、内装（家具、ベッド等の什器整備、電気・管工事等）も必要な場合は補助対象となります。
Q6	対象経費の例として記載されている「感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」とは具体的にどのような経費か。	A6	具体的な例としては、令和2年4月1日以降、新型コロナへの対応で空間を複数に区切ることや、消毒等の作業工数が増えたためにこれまでの人員だけでは通常業務への対応が難しくなった場合に追加的に人員を配置するための人件費などが挙げられます（職種に限定はありません）。なお、職員の（割増）賃金、手当は、対象外となります。
Q7	対象経費の例として記載されている「タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く）」について、Wi-Fi環境を整備した場合は、回線引込工事費等の初期費用は対象となるが、月々のプロバイダ使用料等の費用は対象外となるか。	A7	お見込みのとおりです。
Q8	対象経費のリース費用は、令和3年3月末までの月割費用が対象となるか。それとも、全リース期間の費用が対象となるか。	A8	令和2年度末（令和3年3月末）までの月割費用を対象となります。

2 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	
質問	回答
Q9 要請を受けて休業又は自主休業していた期間中に発生（支出）したかかり増し経費は対象となるか。	A9 令和2年4月1日以降の費用であれば対象となります。
<補助上限額について>	
Q10 助成対象事業所別の単価について、入所施設・居住系施設は定員一人あたりとなっている。届出上の「定員」と現に運営する「定員」が異なる場合、「定員」は給付申請時の定員と解してよいか。	A10 給付申請時の定員として差し支えありませんが、速やかに、所管部署へ定員の変更届等を提出してください。 (関連QA:5 申請様式QA5)
<併設施設について>	
Q11 介護老人福祉施設に併設して短期入所生活介護事業を実施している場合、両方の交付を受けることができるか。	A11 併設の短期入所についても交付を受けることが可能で、この場合、補助上限額は以下のとおり計算します。 ① 本体施設分→本体施設の定員×基準単価（38千円） ② 併設施設分→併設施設の定員×基準単価（44千円）
Q12 介護老人保健施設が空床利用で短期入所療養介護を実施している場合、介護老人保健施設分と短期入所療養介護分の両方の交付を受けることができるか。	A12 施設系サービスで空床利用型の短期入所を行っている場合の取扱は以下のとおりとなります。 ① 本体施設分→本体施設の定員×基準単価 ② 短期入所（空床利用型）→前年度の1月当たり平均利用者数（小数点以下切り上げ）×基準単価 ※平均利用者数は実人数です。
<みなし指定事業所について>	
Q13 1つの診療所において、訪問看護・訪問リハ・通所リハを実施していた場合、サービス種別ごとに補助上限額まで申請することは可能か。	A13 お見込みのとおりです。 本件の場合、併設事業所と同様、サービス種別ごとに補助上限額（通所リハ分939千円+訪問看護分518千円+訪問リハ分227千円=1,684千円）まで補助を受けることが可能です。
<他関連補助事業との関係について>	
Q14 一次補正予算の「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」との違いはあるか。	A14 一次補正と二次補正の対象経費は重複するものがありますが、それぞれ目的が異なります。 例えば一次補正は利用者又は職員が新型コロナウイルスに感染した施設等を対象にサービス継続を支援するものですが、二次補正は利用者又は職員の感染者発生有無は問わず感染症対策を徹底したサービス提供を支援するものです。 また、 一次補正でのみ請求できる経費として、職員の（割増）賃金及び手当が挙げられます。
Q15 同一の事業所が、本事業と一次補正予算の「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」両方の補助を受けることは可能か。	A15 同一の対象経費を重複して申請することはできませんが、対象経費の内訳が分かれば、同一の事業所が両方の事業で支援を受けることは可能です。 例えば、今回のかかり増し経費として500千円要し、サービス継続支援事業にて、うち200千円の補助を受けている場合は、残りの300千円に対しては、本事業において補助対象としてみなすことができます。

3 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業			
質問		回答	
＜対象事業所について＞			
Q1	介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に区市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業者は対象とあるが、この場合、指定外サービス（委託、補助による実施）も対象となるのか。	A1	お見込みのとおり、指定外サービス（委託、補助による実施）も対象となります。
＜対象期間について＞			
Q2	対象期間はいつからいつまでか。	A2	都における対象期間は、都内で新型コロナウイルス感染症患者1例目が発生した令和2年1月24日から令和2年6月30日までの期間となります。
＜対象者要件① 「利用者と接する職員」について＞			
Q3	「利用者」と接するとは、どのような状況を指すのか。	A3	「利用者」と接するとは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。
Q4	「利用者」と接する職員とは、具体的にはどの範囲までが対象となるか（事務職員、清掃員、調理師等も対象となるか）。また、対象者の確認はどのような資料に基づき行えばよいか。	A4	対象職種に限定はありません。各事業所・施設において職員の勤務記録やサービス記録等の関係書類によって「利用者」と接する職員であるか確認し、対象者をご判断ください。なお、都から求めがあった場合にこれらの関係書類を提出できるよう適切に保管してください。
Q5	「利用者」と接する職員とは、事務員等で臨時的に利用者に接する業務を行った場合、その臨時的対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象と考えてよいか。	A5	お見込みのとおり、利用者とは接触する日が1日でもあれば対象となります。
＜対象者要件② 「通算して10日以上勤務」について＞			
Q6	1日当たりの勤務時間の長短は勘案する必要があるか。	A6	1日当たりの勤務時間の長短は問いません。
Q7	有給休暇等を取得していた期間を算入することはできるか。	A7	年次有給休暇や育休等、実質勤務していない日は勤務日として算入しません。
Q8	夜勤など日付をまたぐ勤務（23:00～翌8:00）は2日とカウントしてよいか。	A8	慰労金支給に係る勤務日のカウントについては、夜勤により日をまたぎ、当該施設の一日の所定労働時間を超える場合は2日として算定して差し支えありません。なお、同一日に複数回シフトに入る場合は、同一日であるため1日とカウントします。 （例）同一日：5時から9時、19時から23時 →延べ1日間
Q9	1事業所の勤務だけでは日数要件を満たさない場合、他事業所に勤務した日数を合算できるか。	A9	勤務日を合算する介護サービス事業所・施設等から勤務期間の証明を取得していただいた上で、合算して申請していただくことは可能です。都から求めがあった場合に提出できるよう、慰労金を申請する事業所等においては、勤務期間の証明書類等を適切に保管してください。
Q9-2	介護サービス事業所・施設等において勤務した日が通算して10日以上とのことですが、例えば、介護施設に5日、障害者施設に5日勤務した場合は、支給の対象となりますか。	A9-2	介護事業所・施設等と障害福祉サービス事業所・施設等との勤務日の合計を慰労金の要件に合算して差し支えありません。 <u>ただし、医療機関等の勤務日を介護事業所・施設等と障害福祉サービス事業所・施設等との勤務日と合算することはできません。</u>
＜対象者要件③ 「利用者」と接触を伴いかつ継続して提供することが必要な業務」について＞			
Q10	「利用者」との接触を伴いかつ「継続して提供することが必要な業務」とは、どのような業務内容を指すか。	A10	「利用者」との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。 「継続して提供することが必要な業務」とは、一定期間継続的に提供することを前提とした業務であれば、対象として差し支えありません。よって、事務職員、給食調理員、送迎サービスの運転手等についても、「利用者」との接触を伴いかつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている場合は給付対象となります。各事業所・施設において職員の勤務記録やサービス記録等の関係書類によって対象者をご判断ください。なお、都から求めがあった場合にこれらの関係書類を提出できるよう適切に保管してください。

3 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業		
質問		回答
Q11	清掃等の受託契約で従事する者、食事介助や洗濯等のボランティアなども対象になるか。	A11 派遣労働者のほか、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている場合は、給付対象となります。 なお、 <u>ボランティアについては対象とはなりません。</u> 各事業所・施設において職員の勤務記録やサービス記録等の関係書類によって対象者をご判断ください。
<対象者要件④ 具体的なケースにおける取扱いについて>		
Q12	薬局薬剤師は、医療分についての慰労金の対象ではないが、保険薬局がみなし指定を用いて介護保険法による医療系サービスの事業者として居宅療養管理指導を実施している場合、当該事業所において利用者とした薬剤師だけでなく、その他の職員も慰労金の対象となるか。	A12 居宅療養管理指導事業所においては、 <u>当該事業所の職員として、「利用者」と接する</u> 必要があることから、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で10日以上ある職員のみが支給対象となります。 <u>居宅療養管理指導の算定要件として利用者宅を訪問することとなっている職員のほか、事務職員等のその他の職員も同様の取扱いです。</u> <u>特定福祉用具販売事業所においても同様に、福祉用具専門相談員のほか、事務職員等のその他の職員について、実際に利用者宅を訪問したことが条件となりますが、利用者が来店された際にサービスを提供した場合（利用申込の受付、相談対応、計画に位置付けた用具の一部（車いすや杖、歩行器等）を店頭で利用者へ引き渡す場合等）も1日としてカウントして差し支えありません。</u> ※訪問系サービス事業所（訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所）についても実際に利用者を訪問したことが条件となります。
Q13	訪問系サービス事業所の場合、事務員等は対象者に含まれるか。	A13 訪問系サービス事業所（ <u>居宅療養管理指導事業所及び特定福祉用具販売事業所を除く。</u> ）において、新型コロナウイルス感染症対策に配慮したサービスの提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。 <u>具体的には、</u> <u>①対象期間内に10日以上勤務し、利用者とは接触があった職員</u> <u>②対象期間内に10日以上勤務し、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している事務職員等</u> <u>①、②いずれかの要件を満たしている職員が慰労金の対象となります。</u> <u>（②については利用者との接触がなくとも可※訪問系サービスの特例）</u> なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなります。 <u>また、一体となって実現とは、当該事業所としてのサービス提供のため、ヘルパー等と一体となって実現している場合であり、必ずしもヘルパー等として働いている必要はありません。</u> 各事業所・施設において職員の勤務記録やサービス記録等の関係書類によって対象者をご判断ください。
Q13-2	<u>上記Q13の取扱いについて、地域包括支援センターにおいても同様に、事務員等は対象者に含まれるか。</u>	A13-2 <u>地域包括支援センターは、介護予防支援や介護予防ケアマネジメントを提供していることから、訪問系サービス事業所に位置付けられます。</u> <u>そのため、Q13と同様、</u> <u>①「対象期間内に10日以上勤務し、利用者とは接触があった職員」</u> <u>②「対象期間内に10日以上勤務し、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している事務職員等」</u> <u>①、②いずれかの要件を満たしている職員が慰労金の対象となります。</u> <u>（②については利用者との接触がなくとも可※訪問系サービスの特例）</u>
Q14	シルバーピア（高齢者集合住宅）の生活協力員は、慰労金の支給対象になるか。	A14 シルバーピア（高齢者集合住宅）の生活協力員については、慰労金の支給対象外となります。
Q15	介護サービス外のお泊りデイで勤務する職員は、慰労金の支給対象になるか。	A15 お泊りデイに勤務する職員についても、支給要件を満たす場合は、慰労金の対象となります。
<支援額1人20万円の要件① 「利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者とは接する職員」>		
Q16	「新型コロナウイルス感染症患者」の定義はあるか。	A16 PCR検査等の結果、陽性と判定された者となります。
Q17	「濃厚接触者」の定義はあるか。	A17 原則、「濃厚接触者」は保健所が判断しますが、保健所等から濃厚接触者の情報が得られない場合については、保健所等から濃厚接触者である利用者に連絡が入り、自身が濃厚接触者であることを事業所に報告した場合は「濃厚接触者」と判断していただいても構いません。 ※事業所・施設等において、勤務記録やサービス提供記録、その他の書類によって確認ができればよく、保健所にお問合せいただく必要はありません。

3 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業			
質問		回答	
Q18	「濃厚接触者である利用者に対応した」とあるが、具体的にどのような状況を指すのか。	A18	「濃厚接触者である利用者に対応した」状況とは、事業所において当該利用者が濃厚接触者であることを認識した上でサービスを提供した状況を指します。職員の勤務記録、サービスの提供記録、その他の書類等を踏まえて判断してください。
Q19	(訪問系)「患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供」、(それ以外のサービス・施設)「患者又は濃厚接触者が発生」とは、令和2年6月30日までの状況で申請するということか。	A19	お見込みのとおり令和2年6月30日までとなります。
＜支援額1人20万円の要件② 「感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供」(訪問系)＞			
Q20	「感染症患者」及び「濃厚接触者」の終期はいつになるか。	A20	感染症患者の終期は、当該患者が退院基準、宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たす等により、感染の疑いが無いと判断された時となります。濃厚接触者の終期は、基本的には最終曝露日から14日間の健康観察期間が終わった時ですが、濃厚接触者かどうかを確認した結果、濃厚接触者であると確認できない場合は濃厚接触者ではないとして取り扱ってください。
＜支援額1人20万円の要件③ 「感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当事業所・施設で勤務」(その他サービス・施設)＞			
Q21	「新型コロナウイルス感染症患者については症状が出た日」とあるが、「症状」とは具体的にどのような状態を指すか。	A21	「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和2年5月29日付国立感染症研究所感染症疫学センター)」によると、新型コロナウイルス感染症を疑う症状として、発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐などが挙げられています。
Q22	「新型コロナウイルス感染症患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」とあるが、その日の特定は何をもって行うのか。	A22	職員の勤務記録、サービスの提供記録、その他の書類等を踏まえて判断してください。
＜支援額 具体的なケースにおける取扱い＞			
Q23	通所系サービスで利用者の家族が新型コロナウイルスに感染し、利用者が濃厚接触者であった場合、当該事業所の職員は1人20万円となるか。	A23	本ケースでは、当該利用者が濃厚接触者である期間にサービスを利用した場合は、その利用日以降に勤務した職員は1人20万円となります。
Q24	入所者が入院後に新型コロナウイルス感染症のPCR検査結果で陽性反応が出た場合、当該事業所・施設の職員は1人20万円となるか。	A24	入所系サービスや施設は、感染症患者については、「症状が出た日」が基準日となるため、基準日以降に当該事業所・施設で勤務した職員は1人20万円となります。
Q25	感染症患者又は濃厚接触者が発生した事業所・施設においては、感染者発生時点の前に退職していた職員を含めて20万円の支給対象となるか。	A25	20万円の要件となるには 感染者発生以降に勤務 する必要があります。
Q26	利用者に新型コロナウイルス感染症患者が発生・全て完治後に、当該事業所・施設で新規採用となった職員は1人20万円となるか。 例) 4月20日 利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者発生 5月20日 当該事業所の利用者はすべて完治(退院) 6月1日 職員を採用(6月30日までに10日以上勤務し、利用者と接触する業務を実施)	A26	6月1日採用された当該職員は20万円の給付額となります。
Q27	特別養護老人ホーム内で感染者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスのすべてについて感染者が発生した事業所として区分できるか。	A27	感染者が発生した事業所・施設と同一空間を共有している併設事業所については、感染者が発生した事業所として取り扱って差し支えありません。
Q28	「新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日」とあるが、患者又は濃厚接触者とは利用者に限るのか。事業所・施設等の職員が感染し、利用者に誰も患者・濃厚接触者がいない場合は、20万円の対象となるか。	A28	利用者・入所者に感染者又は濃厚接触者がいない場合は20万円の対象とはなりません。
＜申請・支給の手続き＞			
Q29	都及び他道府県の複数事業所に勤務している職員はどの事業所から慰労金の申請を行えばよいか。	A29	慰労金の申請を行う事業所については、支給対象となる各個人で判断いただくことになります。 ただし、慰労金の給付は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限ります。 なお、慰労金については、受領委任に当たって、職員は他機関との重複申請を行わないことを誓約する必要があります。 (関連QA:5 申請様式QA13)

3 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	
質問	回答
Q30 慰労金は給与と併せて振り込んでよいか。	A30 今回の慰労金は、所得税法（昭和40年法第33号）の非課税規定に基づき、非課税所得となりますので、給与等とは別で振込むなどにより、源泉徴収しないようにしてください。
Q31 職員等に慰労金を振り込む際の振込手数料は事業所負担になるか。	A31 事業所における職員個人への慰労金の振込手数料は、本事業において一括して申請することができます。具体的には、申請様式2に振込手数料を記入していただく項目があります。 (関連QA：5 申請様式QA6)
Q32 介護施設に派遣職員として勤務しているが、慰労金の申請はどのように行えばよいか。	A32 慰労金の支給については、職員等が支給要件を満たした上で、当該介護サービス事業所・施設等の業務に従事していることが重要となります。 <u>そのため、派遣労働者や業務委託受託者の従事者についても、原則、勤務先の介護サービス事業所・施設等に代理受領委任状を提出することになります。</u> 委任を受けた介護サービス事業所・施設等においては、当該従事者等について、業務内容、勤務期間、慰労金の額の区別、重複申請の有無等の確認を行います。 <u>その上で、法人は、各介護サービス事業所・施設等分を取りまとめて申請書の作成・提出を行います。</u>
Q33 介護施設に派遣職員として勤務しているが、派遣先の介護サービス事業所・施設等から申請を断られた。どうすればよいか。	A33 <u>派遣元・業務受託会社からの申請はできません。</u> 介護従事者等の勤務先である介護サービス事業所・施設等からの申請となりますので、その旨をご説明いただいた上で、勤務先の事業所・施設等に代理受領委任状をご提出ください。 ただし、止むを得ない事情により、介護サービス事業所・施設等からの申請が不可能な場合は、個人申請を行うことができますが、申請様式の勤務先の証明欄※は、原則、介護事業所・施設等に記載・押印してもらう必要があります。 ※勤務先の証明欄について 真に止むを得ない場合は、勤務先の証明欄を派遣元の会社が記載・押印することもできます。その場合、派遣元の会社は派遣先の事業所・施設等に勤務実績（1月24日から6月30日までに10日間勤務していたこと）、勤務内容（利用者と接する業務を行っていたこと）等の確認を行った上で、当該派遣労働者が慰労金支援の対象者であることや慰労金の額（5万円/20万円）等について、正確に把握して、勤務証明を行っていただくようお願いします。
Q34 業務受託者等の従事者への慰労金支給事務は、委託している事業所・施設等を通じて行うのか。	A34 派遣労働者や業務委託受託者の従事者への給付※は、事業所・施設と派遣会社・受託会社の調整により、事業所・施設からでも、派遣会社・受託会社からでも、どちらでも構いません。 ※あくまで、慰労金の「給付」に関する回答であり、「申請」に関する回答ではありませんので、ご注意ください。
Q35 振込手数料について、派遣先介護事業所→派遣元会社→派遣社員というスキームで想定している場合、補助可能な範囲はどこまでか。	A35 派遣先介護事業所が負担する振込手数料までが補助対象となります。
Q36 1人当たり5万円又は20万円となっているが、ケアの件数や時間数、介護の内容などを考慮して、事業所内で個人への支給額を決めてよいか。	A36 支援対象者や支援額の区分は実施要綱で規定されていますので、事業所・施設等において独自に変更することはできません。
Q37 慰労金を職員等に支給した際に必要な事務はあるか。	A37 慰労金支給後の事務として、慰労金受給職員表（申請様式3）に支払年月日及び支払額を記入するとともに、支払記録（受領証、振込明細表）、代理受領委任状等を交付決定の属する年度終了後5年間保管しなければなりません。 (関連QA：6 補助金交付に係る手続きQA5)
Q38 代理受領委任状の様式を変更することは可能か（生年月日やふりがな追加等）。	A38 生年月日等の加筆については、特段差支えありませんが、文言の修正及び削除はお控えください。
<退職者等の手続き>	
Q39 退職した者は、退職した勤務先による申請と都道府県への直接申請のいずれかとされているが、勤務先からの申請であれば勤務先が所在する都道府県への申請、個人からの申請であれば住所を有する都道府県への申請となるか。	A39 退職し、現に従事していない方は、当時従事していた勤務先からの申請か個人で申請となりますが、勤務先が所在する都道府県への申請をお願いします。 ※住所を有する都道府県の申請とすると勤務実績等の確認ができないため。

3 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

質問		回答	
Q40	退職又は事業所の廃止等により、個人申請を行う場合も、勤務証明欄の記載・押印は必要か。	A40	原則、勤務期間の証明等については、廃止となった場合も含めて、勤務していた事業所・施設等の職員や法人本部等への確認を行っていただき、記載・押印を依頼していただく対応をとっていただくこととなります。 ただし、勤務していた事業所・施設等の廃業（閉鎖）等により、一切連絡がとれなくなってしまった等、止むを得ない事情により、勤務証明等が取得できない場合は、申請者自身が勤務日数や勤務内容を証明する資料※を用意して、都に提出してください。 ※勤務を証明する資料の例 雇用契約書、労働契約書、辞令、給与明細、源泉徴収明細、勤務表（出勤表）
Q41	勤務期間の証明と記載があるが、具体的なものは何を想定しているか。勤務証明を事業所・施設等に出してもらうのか。それとも給与明細での確認になるのか。	A41	原則として、勤務実績等の確認のため、勤務していた事業所・施設等から勤務証明を取得してもらう必要があります。 なお、勤務証明は、申請者及び事業所において写しを取っておくなど、各々が適切に保管して下さい。
Q42	退職者について、連絡先を把握できない場合どうすればよいか。	A42	住所等連絡先を把握していない者への連絡は不要です。退職者から申請があれば対応をお願いいたします。
Q43	退職者で既に逝去している職員について、遺族等による代理受領委任状の提出及び遺族等への支援金の支給は可能か。	A43	交付決定時点で慰労金受給の権利が発生するため、交付決定日以前に逝去されている場合は、遺族等による申請を行うことはできません。

4 介護サービス再開に向けた支援事業			
① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業			
質問		回答	
＜対象期間について＞			
Q1	対象期間はいつからいつまでか。	A1	令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなります。
＜対象者要件について＞			
Q2	サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅介護事業所等が対象となるが、この場合の補助金の積算に含まれる「利用者」の範囲は、サービスの利用を休止している利用者のみか。	A2	お見込みのとおりです。
Q3	サービス利用休止中の利用者についての事実関係の確認はどのような方法で行えばよいか。	A3	介護支援専門員のモニタリング等の記録及び事業所においては利用実績等で確認することが考えられます。これらの記録等は事業所において適切に保管して下さい。
Q4	「サービス利用休止中の利用者」について、利用者やその家族が自らサービス提供を拒否し、自主的にサービスを休まれている場合についても、介護支援専門員等と調整した上でサービス利用を休止しているような場合と同様に対象となるか。	A4	サービス利用休止の理由は問われていないため、いずれの場合も対象となります。
Q5	「サービス利用休止中の利用者」について、自主的に休まれている際に、老健に入所してしまった方や医療機関に入院されてしまった方などは対象となるか。	A5	老健や医療機関に入所・入院した場合には、退所・退院しても当該在宅サービスが必要であり、最後の在宅サービス利用から1か月間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者は対象となります。
Q6	「サービス利用休止中の利用者とは、(中略)過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを利用していない利用者」について、次の例の場合、対象となるか。 例1) 4/15～利用休止→5/16健康状態等の確認 →5/20から利用再開(健康状態の確認時点で休止1ヶ月超) 例2) 4/15～利用休止→5/10健康状態等の確認 →5/20から利用再開(健康状態の確認時点で休止1ヶ月未満だが、利用再開まで1ヶ月超)	A6	例1は、対象となります。 例2は、利用者のサービス休止期間が1ヶ月を経過していないため、対象となりません。
Q7	「サービス利用休止中の利用者とは、(中略)過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを利用していない利用者」について、4月1日以降から1ヶ月が対象か。または、4月1日時点で1ヶ月利用休止していた場合も含むのか。	A7	4月1日時点で1ヶ月利用休止している状態であれば対象となります。
Q8	「健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認」について、通所リハと訪問リハを併用している利用者が、サービスを休止している場合、通所リハのスタッフ(訪問リハも同じスタッフ)が、利用者宅に訪問した場合、2回として算定(3,000円 x 2 = 6,000円)してよいか。	A8	同一の利用者に対して、同一の者が支援する場合は1回のみ算定(3,000円 x 1 = 3,000円)としてください。
Q9	1利用者につき、「電話による確認」と「訪問による確認」の併給は可能か。	A9	1利用者につき併給不可であり、電話による確認の場合か、訪問による確認の場合かのいずれかを選択することとなります。
Q10	「介護支援専門員と連携した上で」及び「サービス事業所との連携を行った」の注釈※3「『連携を行った』とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと」とあるが、記録の有無は要件ではないか。	A10	記録が求められるのは電話や訪問による利用者の確認のみで、ケアマネ等との連携やサービス提供のための調整について記録することまでは求めています。

4 介護サービス再開に向けた支援事業	
① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	
質問	回答
Q11 「利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等を行った場合」の注釈※4「調整等を行った」とは、具体的にどのようなことを指すのか。	A11 感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等を想定しています。
<申請について>	
Q12 <u>電話や訪問による確認を行った場合に補助の対象となるが、メールでの確認を行った場合も補助の対象となるのか。</u>	A12 <u>在宅サービス利用休止中の利用者（家族）に対し、実施要綱上定める事項を実施する上で、最も適切な手段がメールであると考えられる場合においては、メールによることとしても差し支えありません。</u> <u>その場合は電話による確認をした場合と同様の取扱いとなります。</u>
Q13 サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で行った場合とされているが、居宅介護支援事業所も同様に利用者別のサービスのため電話連絡している場合、支援金額は両方の事業所から申請することは可能か。	A13 支援内容が異なることから、両方の事業所で算定が可能です。
Q14 未確定なことも多い状況の中、今後支援が見込まれる利用者数の見込みを立てることは困難である場合、どのように申請を行うべきか。	A14 今後、支援が見込まれる利用者数の算出が困難な場合は、事業の定員数による見込みを行っていただき、可能な限り慰労金等とまとめて申請をお願いします。 なお、実績額が申請額に満たない場合は、返還していただくこととなりますので、ご了承ください。 止むを得ない場合は、複数回に渡って交付申請を行うことは可能です。ただし、実績報告書の提出は交付申請ごとに必要となるため、1回の申請にまとめていただいた方が、今後の負担は少なくなります。

4 介護サービス再開に向けた支援事業	
② 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	
質問	回答
<対象期間について>	
Q1 対象期間はいつからいつまでか。	A1 令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなります。 令和2年4月1日以降に購入（発注）したものであり、今後購入を見込むものについても令和3年3月31日までに支出される経費は対象となります。
<対象経費について>	
Q2 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業との違いはあるか。	A2 在宅サービスにおいては、新型コロナの影響により休業や利用控え等により特に利用再開に向けた支援が必要であるため、介護サービス提供支援事業に加えて在宅サービス事業所における環境整備への助成事業を設定しています。
Q2-2 対象経費は具体的にどのような経費か。	A2-2 「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等が対象となります。 (対象経費の例) ・長机 ・飛沫防止パネル ・換気設備 ・（電動）自転車（リース費用含む） ・タブレット等のICT機器（リース費用含む）（通信費用を除く） ・感染防止のための内装改修費
Q3 物品等の購入経費を介護サービス提供支援事業と環境整備の助成事業の両方で申請することは可能か。 例) 訪問看護事業所がタブレット等のICT機器を1,000千円で購入する場合 介護サービス提供支援事業で518千円（支給上限） 環境整備の助成事業で200千円（支給上限） 合計718千円の助成を受けることができるという解釈でよいか。	A3 介護サービス提供支援事業は、感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、環境整備の助成事業は3つの密を避けるための環境整備として、目的を整理した上で、左記の例のように両事業に申請を行うことが可能です。
Q4 対象経費の例に「c 換気設備」があるが、換気ができるエアコン等も対象と考えてよいか。	A4 感染症対策に有効と考えるものであれば特段の商品の限定はありません。
Q5 実支出額が補助上限額の20万円に達しなかった場合、助成額は実支出額となるか。	A5 お見込みのとおりです。 <u>事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とします。</u> なお、実支出額については、千円未満の端数は切り捨てることとします。

5 交付申請様式		質問	回答
＜様式全般＞			
Q1	申請様式において、法人代表印等の押印が必要な様式はあるか。	A1	本事業においては、申請者の負担軽減を図るため、法人代表印等の押印を求める様式はありません。
Q2	様式第1号、様式2、様式3以外で記入すべき項目はあるか。	A2	様式1については、自動反映されるため、記入は不要です。ただし、各個票の内容等が適切に反映されているかを提出前にご確認ください。
＜様式2（個票）＞			
Q3	介護保険事業所番号及びサービス種別コードを持っていない場合、空欄のままでもいいか。	A3	介護保険事業所番号に「個票番号」（例：個票1の場合は「1」）を、サービス種別コードに「99」を入力してください。
Q4	事業所単位で作成する必要があるか。	A4	申請を予定している事業所・施設数だけ必要になります。例えば、5事業所分の申請を予定している場合は5枚作成していただく必要があります。
Q5	定員とは何を入力するか。	A5	訪問サービスの場合は入力不要ですが、その他のサービス・施設については給付申請時の定員数を記入してください。なお、届出上の「定員」と異なる場合は、速やかに、所管部署へ定員の変更届等を提出してください。（関連QA：2 介護サービス提供支援QA10）
Q6	振込手数料を記載する欄があるがこれは何か。	A6	慰労金支給事業では、事業所・施設等が各職員に対する振込手数料を補助することとしています。慰労金の支払いに際して生じる手数料を千円未満切り捨てて記載してください。（関連QA：3 慰労金支給QA29）
Q7	職員数は慰労金の対象となる職員数を記載するのか。	A7	慰労金の対象とならない職員も含めて、全ての職員数を記載してください。
Q8	「2 介護サービス提供支援事業」及び「4 環境整備への助成事業」の項目にある「既申請分」とは何を記載する欄か。	A8	補助上限額は、当該事業所が今年度を通じて補助を受けられる上限額です。このため、当該事業所が今年度中に、既に当該事業の補助申請を行っている場合は、その額を記入して下さい。既に補助受付を実施している「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」において、「既に補助金を受給している」又は「今後補助金を受給する予定である」金額を記載してください。これは、「2 介護サービス提供支援事業」及び「4 環境整備への助成事業」は「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」と同様の経費を対象としているため、重複支給が生じることを防ぐためです。
Q9	「所要額（円）」は円単位で記載するのか。	A9	お見込みのとおりです。
Q10	「用途・品目・数量等」はどの程度書き込めばよいか。	A10	科目ごとに、スペースの許す限り記載してください。ただし、一つの科目において複数の項目の記載が必要となることが予想されるため、スペースの都合で書ききれない場合には「等」のように省略して記載いただいても構いません。
Q11	「科目」の仕分けにルールはあるか。	A11	法人の仕分けルールに沿って分類分けをしてください。「科目」名と法人内の項目が合致しないものがある場合には、「科目」に一番近い項目に法人判断で記載いただいても構いません。

5 交付申請様式		質問	回答
＜様式3＞			
Q12	事業所単位で作成するのか。	A12	様式3は、事業所単位ではなく、 <u>法人単位で事業所・施設等まとめて一つを作成</u> してください。
Q13	複数事業所に勤務している場合、「主たる勤務先」とは何をもって判断すればよいか。	A13	慰労金の支給対象となる各個人ごとに判断してください。 その際は、慰労金が国保連又は都より主たる事業所に振り込まれ、その事業所より各個人に振込が行われる点を判断材料の一つとしてください。 (関連QA：3 慰労金支給QA27)
＜その他＞			
Q14	特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所のうち、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけではなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外の部分を担当している職員も含めて、国保連の対象事業所と考えればよいか（特定施設入居者生活介護の指定を受けていれば、事業所単位で考えて、それぞれの職員の担当分で考えるわけではないという理解で問題ないか）。	A14	お見込みとおりです。
Q15	様式2（個票）の「都道府県名」や、様式3（職員表）の「施設区分」等にあるプルダウンが出ない、入力できない。 (該当箇所：様式2「都道府県名」、様式3「施設区分」・「対応区分」・「委任状の有無」・「他法人での慰労金の申請の有無」)	A15	以下の手順でご確認をお願いいたします。 ①東京都のホームページからダウンロードした申請データを使用しているか確認を行ってください。 ②申請書Excelの上段に「保護ビュー」や「編集を有効にする」と表示されていないか確認し、表示されていれば「編集を有効にする」をクリックしてください。 なお、申請書Excelは一度PCのデスクトップ等に保存してください。 (プルダウンの性質上、様式3の「対応区分」については、様式3の「施設区分」を入力しないと「対応区分」の選択肢が表示されません。) ③Excelのバージョンが2003以前の場合、上手く動作しない場合があります。それ以外でも、不具合が直らない場合は、以下ア、イの手順を進めてください。 ア Excel下部のシート名が表示されているところを右クリック→「再表示」をクリック→「計算用」シートをOK イ それぞれ「計算用」シートの該当セルから申請書様式の該当セルに手動でコピー＆ペースト（ペーストの際は右クリックから値貼り付けを推奨） ＜様式2＞ 「都道府県名」→「東京都」と直接手入力 ＜様式3＞ i 「施設区分」→「計算用」のA3・A4セルのどちらかコピー＆ペースト ii 「対応区分」→ iiでA3の場合はB3～D3のいずれかコピー＆ペースト iiでA4の場合はB4・C4のどちらかコピー＆ペースト iii 「委任状の有無」、「他法人での慰労金の申請の有無」 →平仮名で「あり」又は「なし」を直接手入力

6 補助金交付に係る手続き		質問	回答
Q1	交付申請の提出先を教えてください。	A1	<p>提出先は以下のとおりです。 <u>介護保険事業所番号をお持ちの事業所（債権譲渡以外）は、法人が取りまとめて、都国保連へ提出してください。</u></p> <p>①介護給付費等のインターネット請求対応の法人 都HPで申請様式をダウンロード・作成し、東京都国民健康保険団体連合会の電子請求受付システムにより提出してください。</p> <p>②介護給付費等のインターネット請求未対応の法人 都HPで申請様式をダウンロード・作成し、紙又はCD-R等のメディアにより東京都国民健康保険団体連合会に郵送してください。 なお、国保連合会から送付されたユーザID・パスワードを使用することでインターネット申請も可能です。</p> <p>③介護報酬請求を行っていない法人等（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない軽費・養護・有料、サ高住等） 都HPで申請様式をダウンロード・作成し、都HP上の電子データ申請フォームから申請してください。</p> <p>④個人申請者（退職者等） 原則、勤務していた介護サービス事業所・施設等から勤務証明を取得する必要がありますので、対象期間（令和2年1月24日から令和2年6月30日まで）における勤務先による申請を行ってください。 <u>※都及び国保連では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、直接お持ち込みによる申請は受け付けておりません。</u></p>
Q2	法人本部で電子請求システムのIDを持っておらず、事業所ごとに電子請求システムのIDを持ち、それぞれ介護報酬の請求を行っている。この場合、今回の申請は事業所ごとに申請することになるか。	A2	<p>介護報酬を事業所ごとに請求されている場合は、どこか一か所（任意）の事業所のID（「KJ」で始まるもの）を使用して法人で取りまとめて申請してください。 ※電子請求受付システムに関する問合せは介護電子請求ヘルプデスクへお願いします。 担当：介護電子請求ヘルプデスク 電話：0570-059-402（音声ガイダンス「2」を押下） 受付時間：【令和2年7月～令和2年8月】平日10時～20時、 土日祝10時～17時 【令和2年9月～令和3年3月】平日10時～17時</p>
Q3	電子請求受付システムのログインIDについて、それぞれの拠点で介護保険の代理人申請を行っているが、申請する際は代表する1つの代理人のIDで電子申請をしてもさしつかえないか？	A3	<p>代理人のユーザID（HD）による申請は不可であり、保有する事業所のユーザID（KJ）のうち、任意の一つから申請を行うことが必要です。 ※電子請求受付システムに関する問合せは上記A2に記載しております 介護電子請求ヘルプデスクへお願いします。</p>
Q4	同一法人が運営する複数の施設がある場合、施設ごとに申請しなければならないか。	A4	<p><u>原則、法人が各事業所分を取りまとめ、一括して申請していただきます。</u> 法人は、申請にあたって、事業所間の二重申請がないことを確認してください。 なお、複数施設の契約を法人で一括して行い、施設ごとの費用の算出が困難な経費（工事事務費等）がある場合は、合理的な理由で按分してください。</p>
Q4-2	法人本部で取りまとめるとあるが、障害分・医療分もまとめて一緒に申請するのか。	A4-2	<p>法人一括での申請が原則ですが、<u>介護分・障害分・医療分はそれぞれ分けて取りまとめ、各々指定されている方法及び宛先に従って申請書の提出を行ってください。</u> （参考） ・介護分ホームページ https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koronakaigo/koronahoukatsu_kaigo.html ・障害分ホームページ https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/shougai/houkatushien/houkatushien_jigyuu.html ・医療分ホームページ https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/iryo/kansen/iroukin.html</p>
Q4-3	事業所が都道府県をまたいで所在する場合、他道府県の事業所分も法人が取りまとめて一括で都に申請してよいか。	A4-3	<p>法人本部は、<u>都に所在する事業所分のみ</u>を取りまとめて、都国保連または都に提出してください。</p>

6 補助金交付に係る手続き	
質問	回答
Q5 交付申請の今後スケジュールを教えてください。	A5 当該補助金の交付スケジュールは下記のとおりです。 <交付スケジュール（予定）> 令和2年7月28日（火曜日）から受付を開始し、以後、毎月順次受付を行います。 また、申請後のスケジュールは以下のとおり予定しています。 ・7月末までの申請分 8月末～9月上旬交付予定 ・8月末までの申請分 9月末～10月上旬交付予定 ※上記スケジュールは、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。 ※8月以降については、ホームページ等で別途ご連絡します。
Q6 今回実支出額が補助上限額に達しなかった場合、今後第二波、第三波の局面を迎えた際、更なる対象物品の購入が必要となったとき、追加申請は可能か。	A6 追加申請は可能です。 ただし、今回補助金は慰労金等すべての介護事業所からの申請が想定されるため、可能な限り、今回（1回目）の申請で上限額での申請を行ってください。また、様々な経費が対象となっているため、可能な限り有効に使い切ってください。
Q6-2 まず、慰労金の交付申請を行った後に、介護サービス提供支援事業の交付申請を行いたいですが、申請を分けてよいか。	A6-2 原則、1回目の交付申請で、慰労金と併せて、その他の「介護サービス提供支援事業」、「在宅サービス再開支援に向けた支援事業」についても今後の執行予定額を含め、上限額で申請してください。また、返納が生じないように、可能な限り有効に使い切ってください。
Q7 事業所・施設等で保管しておく必要がある書類等はあるか。	A7 代理受領委任状、支出内容を証明する書類（領収書・振込記録等）及び職員の勤務記録・サービス提供記録等の証拠書類は、都から求めがあった場合には速やかに提出することを前提として法人本部や各事業所において適切に保管して下さい。 なお、補助金の収入及び支出内容に関する証拠書類は、交付決定日の属する年度終了後5年間保管しなければなりません。 （関連QA：3 慰労金支給QA32）
Q8 補助対象経費の支払時期に期限はあるか。	A8 原則、補助金支払から2カ月後に実績報告書をご提出いただく予定ですので、速やかに支払を行ってください。
Q9 現地調査は行われるか。	A9 実績報告書提出後、必要に応じて現地調査を実施することがあります。現地調査の結果、交付決定の内容に反する実態が確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。
Q10 事業年度終了後、導入した備品や装置等を処分したり、更新したりする場合に必要な手続きはあるか。	A10 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けることなく、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することはできません。
Q11 令和3年度も引き続き事業実施されるか。	A11 本事業は国の事業であるため、都ではわかりかねます。